

富田林市

富田林市の改革と創造に向けた取組

「PFI方式を導入した市設置型浄化槽整備推進事業」

事業導入の背景

本市は大阪府の東南部に位置し、北東の平坦部は南北に流れる石川をはさんで古くから町が開け、西部は金剛ニュータウンなどの計画的な開発が進められ、南部は雄大な金剛・葛城連峰を背景に緑豊かな丘陵と美しい田園風景が広がる自然景観にあふれる地域となっています。

市政は、人口約3万人であった昭和25年に府域で16番目にスタートし、平成7年には12万人を超え、平成12年には市制50周年を迎えました。

生活排水対策は昭和38年に開始された金剛ニュータウン建設に伴う下水道整備がその始まりとなり、その後、大阪府による流域下水道整備の拡大に併せて市域ほぼ全域を流域下水道の認可区域としてその整備に努めてきました。

その結果、下水道普及率は平成16年度末で74.3%となったものの、市街化区域の整備には今後5～6年を要する状況であり、市街化調整区域を含めた整備となればさらに相当の期間を要する状況となっています。

このような現状を踏まえ、本市では「改革と創造」を基本理念に、適正な維持管理の下飛躍的に性能が向上した合併処理浄化槽（以下、浄化槽という）を地域の実情に合わせて効率的かつ効果的・計画的に整備し、豊かで潤いのある快適な生活環境の早期実現を目指すため、平成16年3月に「新富田林市生活排水対策基本計画」を策定しました。




なお、本計画は「大阪府生活排水処理実施計画」を上位計画としています。

事業導入にかかる合意形成の過程

本市は、市域のほぼ全域を流域下水道認可区域としているため、本事業を導入するには同認可区域を縮小し、下水道整備予定区域から浄化槽整備区域へと変更することが必要でした。このことは、今後、事業導入を図る地域は下水道整備から除外される地域を意味します。そのため、事業導入に際しては地元住民の理解と協力が必須条件となりました。

そこで、市では、平成16年6月から地元町会の協力を得て町会単位の事業説明会の開催、地元意向調査や現地家屋調査の実施、先進地域の視察・勉強会などを行ない、地元町会の総意として賛同を得て、同年10月には国土交通省による変更認可を取得し、事業導入の基本条件をクリアすることとなりました。



凡 例	
	行政区域
	市街化区域
	浄化槽市町村整備推進事業区域

さらに、事業方式については、低廉で質の高い市民サービスの提供を目的に、PFI方式（民間の資金・ノウハウを活用して公共サービスを提供する方式）に関する調査・検討を行いました。

その結果、この方式が「住民負担の軽減」、「市費用の軽減」、「生活排水処理施設の迅速な整備」において優れた方式であることを確認し、平成17年6月市議会に本方式を前提とした事業条例「富田林市浄化槽整備推進事業に関する条例」を上程し、可決されました。

PF I法に規定する事務手続きとその経過

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（PFI法）では『提案価格』に加え、『設置する浄化槽の処理性能』、『住民負担部分へのサービスの提供』、『迅速で確実な業務の遂行』などを総合的に評価することで、市と住民にとって最も有利な事業者の選定を可能としています。一方で、その選定プロセスには公平性、透明性の確保が重要な条件となっています。

本市においては各専門分野で活躍する外部の学識経験者で構成する「選定事業者審査委員会」を設置し、PFI法に規定する実施方針や事業者募集要項の検討、事業者の選定を行いました。

【その後の経過】（いずれも平成17年）

- 7月15日：実施方針の公表
 - 22日：事業者説明会
- 8月11日：特定事業の選定
 - 17日：事業者募集要項の公表
 - 23日：事業者説明会
- 9月28日：提案書の受付
- 10月21日：事業予定者の公表
- 11月18日：事業仮契約
- 12月21日：市議会による契約承認

契約締結を終え、本年1月から本格的に事業を開始したところ、事業初年度である17年度（18年1月～3月）の浄化槽設置基数は目標の30となっており

ます（平成18年3月31日時点）。

なお、詳細については、

- 本市HP⇒「各課のページ」
- ⇒「下水道トップページ」
- ⇒「市設置型浄化槽」
- ⇒「PFI事業のお知らせ」

に掲載しています。



今後の展開・課題

本市の市町村設置型による浄化槽整備事業は、府内市町村で初めての取組であり、本事業へのPFI方式の導入は近畿府県で初めてとなっています。さらに、下水道法に規定する流域下水道認可区域を縮小した本事業と本方式の導入は全国初となっています。

このことから、府内市町村、近畿府県のモデルとなるよう、確実な事業実施に取り組むとともに、地元の方々を始め、府や関係機関と協力し、「使った水を処理してその場に戻し、川や水路の維持用水を減らすことなく水質を改善する」という、この事業の効果検証にも取り組んでいきます。

また、PFI方式の導入経験は、少子高齢化や予断を許さない経済状況を考えれば、今後さらに多くの分野において低廉で質の高い市民サービス提供に生かせることから他の業務への導入拡大に向けた基礎資料として活用を図ってまいります。